

令和2年 5月21日

東京都知事 殿

郵便番号171-0014
 東京都豊島区池袋3丁目30番21号 マルモビル1階
 特定非営利活動法人シニアの再チャレンジを支援する会



代表者氏名 小池久雄
 電話番号 050-3700-5040
 ファクシミリ番号 050-3488-1763
 日中連絡先 090(7272)4851



定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
 いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	<p>第22条2(2) 総会開催の招集を電磁的方法でも可能にする為 第26条3 みなし総会決議を可能とする為 第27条2 オンライン会議を活用した総会を可能とする為 第28条(2) オンライン会議を活用した総会を可能とする為 第28条3 みなし総会決議を可能とする為 第31条(2) 理事会開催の招集を電磁的方法でも可能にする為 第35条2 オンライン会議を活用した理事会を可能とする為 第36条(2) オンライン会議を活用した理事会を可能とする為</p>

備考

- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場
合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者
で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）
の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準
に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

新旧対照表

新	旧
<p>(総会の開催)</p> <p>第22条～2 (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき</p> <p>(3) (現行のとおり)</p>	<p>(総会の開催)</p> <p>第22条～2 (1) (略)</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(総会の議決)</p> <p>第26条～2 (現行のとおり)</p> <p>3 <u>理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第26条～2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、<u>やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。</u></p> <p>3～4 (現行のとおり)</p>	<p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第28条～ (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面、又は電磁的方法による表決者がある場合と</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第28条～ (1) (略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決</p>

Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによる出席者がいる場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の開催)

第31条～(1) (現行のとおり)

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき

(理事会における表決権等)

第35条 (現行のとおり)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。

3～4 (現行のとおり)

委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(新設)

(理事会の開催)

第31条～(1) (略)

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(理事会における表決権等)

第35条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3～4 (略)

<p>(理事会の議事録)</p> <p>第36条 ～ (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面、又は電磁式方法による表決者があ <u>る場合と Skype 等のビデオ会議、テレビ 会議や音声会議のシステムによる出席者 がある場合</u>にあつては、その数を付記す ること。)</p> <p>(3)～(5) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この定款は所轄庁の認証を受けた日(年 月 日)から施行する。</p> <p>(2020年5月15日、第3回通常総会にて、第 22条(総会の開催)2項(2)を変更、 第26条(総会の議決)3項を新設、第 27条(総会での表決権等)2項を変 更、第28条(総会の議事録)(2)を変 更及び3項を新設、第31条(理事会の 開催)(2)を変更、第35条(理事会に おける表決権等)2項を変更、第36条 (理事会の議事録)(2)を変更)</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第36条 ～ (1) (略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨付記す ること。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

総会議事録

1	法人名	特定非営利活動法人シニアの再チャレンジを支援する会
2	日付	令和2年 5月 15日(金曜日)
3	時間	14:00~15:00
4	場所	Zoomを活用したオンライン会議システム(法人事務所)
5	正会員総数	17名
6	出席者数	13名(うち書面表決者5名)
7	審議事項	第1号議案:定款の変更について(本店移転による住所変更他) 第2号議案:理事の選任について 第3号議案:令和元年度事業報告 第4号議案:令和元年度決算報告 第5号議案:令和2年度事業計画(案) 第6号議案:令和2年度活動予算(案) 第7号議案:事務局運営の件(交通費支給規程変更及び委託契約更新の件)
8	議長選任 以下、敬称略	司会より、小池久雄を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

9 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者が開会を宣した。本日の出席者数の報告があり、定款25条にもとづき理事会が定足数を満たし成立したことが告げられた。なお定款24条により本会の議長には小池久雄を選出。続いて、議事録署名人について、林俊雄と宮崎弘行の2名が選任され、いずれも異議なく承認された。議事運営は資料をもとに事務局宮崎弘行より説明され、各議案について審議された。また監事の門脇雅人より報告された決算監査報告が代読され、事業執行と会計報告が妥当である旨について報告がなされた。その後、議長が議長場に対し、挙手による採決を求めたところ、参加会員全員の意見一致により、当総会で審議された議案は、すべて議決され承認された。なお審議の詳細は下記のとおり

(審議事項)

第1号議案:定款の変更について

旧事務所の閉鎖に伴い、主たる事務所を、東京都豊島区池袋二丁目23番18号コーポマルガリータ202号から、東京都豊島区池袋3丁目30番21号マルモビル1階に移転する為、定款第2条の改定を行う。また今後、緊急事態における会議運営を支障なく行えるようにする為、下記の条項の改定が報告され、承認可決された。

①みなし総会決議を有効にする為、第26条3・第28条3を改定

②オンライン会議を活用した理事会決議・総会決議を可能とする為、第27条2・第28条(2)第35条2・第36条(2)を改定

③電磁的方法による総会・理事会の招集を可能とする為、第22条2(2)・第31条(2)を改定

第2号議案:理事の選任について

役員任期満期による、本年役員の変更として、岩熊徹・名古屋美鳥・小池久雄・宮崎弘行・林俊雄の5名が理事として再任、白井誠一・清水誠が任期満了、青木美恵が理事として新任、門脇雅人が監事として再任する旨、報告され満場一致をもって承認され、被選任者いずれも2020年7月1日からの新役員としてその就任を承諾した。その後7月からの、理事長として岩熊

徹、副理事長に名古屋美鳥を選出予定であることが報告された。

第3号議案：令和元年度事業報告

令和元年度の事業内容について報告され、審議の結果、内容は妥当であると出席者全員の賛成により、承認可決された。

第4号議案：令和元年度決算報告

作成された令和元年度決算報告についての説明が行われ、当決算は監査により妥当であることが報告された。審議の結果、内容は妥当であると出席者全員の賛成により、承認可決された。

第5号議案：令和2年度事業計画（案）

作成された令和2年度事業計画についての説明が行われ、審議の結果、内容は妥当であると出席者全員の賛成により、承認可決された。

第6号議案：令和2年度活動予算（案）

作成された令和2年度活動予算についての説明が行われ、審議の結果、内容は妥当であると出席者全員の賛成により、承認可決された。

第7号議案：事務局運営の件（交通費支給規程変更及び委託契約更新の件）

議事運営で発生する旅費については、支給対象としたが、2020年度より旅費の支給については事業運営であることを前提に支給する旨、変更する。また事務局長に対する委託費の支払いは前年並みとし、運営に伴う収支が、黒字であることを前提に支給する旨説明され、その後、議長より裁決を求めたところ、出席者全員の賛成により、承認可決された。

10. その他報告事項等

審議終了後、引き続き、宮崎弘行より次の3点の報告が行われた。

- ① フィリピンに本を送る活動支援について
- ② 助成金申請の状況について
- ③ オンライン会議システムによる開催の背景について

柳田会員より次の意見が述べられた。

- ① 助成金活動として日生財団は続けてチャレンジ、中央労金は厳しいかも。また簡単なものを探し申請すると良い。
- ② 講座として、コミュニティビジネスも取り上げるとよい。セミナー課金制での開催などの事例もあるので、工夫をすると良い。
- ③ フィリピンに本を送る活動等は、ユネスコ理事長等も紹介できる。

11 議事録署名人の選任に関する事項

選任された議事録署名人	林俊雄・宮崎弘行
-------------	----------

以上、この議事録が正確であることを証します。

確 認 日

令和 2年 5月15日

議 長 小池 久雄



議 事 録 署 名 人 林 俊雄



議 事 録 署 名 人 宮崎 弘行



特定非営利活動法人シニアの再チャレンジを支援する会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シニアの再チャレンジを支援する会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都豊島区池袋3丁目30番21号 マルモビル1階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援、学術・文化・芸術の振興に関する事業を通じて、経済活動の活性化、まちづくりの推進、子供の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 職業能力再開発のための教育訓練事業
- (2) 社会教育のための授業やセミナーの開催事業
- (3) 実地見学・実習体験のための事業
- (4) その他目的を達成するためのインフラの構築と整備
 1. 会員情報の登録とネットワークの構築
 2. 外部研究機関との連携活動
 3. 就活・起業のマッチング情報の提供

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬

- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、又は電磁的方法による表決者がある場合とSkype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名または記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、又は電磁式方法による表決者がある場合とSkype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)(書面表決者にあつては、その旨付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名または記名、押印しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人が定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければなら

ない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、以下の通りとする。

理 事 長	小池 久雄
副理事長	高田 佳雄
理 事	岩熊 徹
理 事	宮崎 弘行
監 事	門脇 雅人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人）

入会金	3,000円
年会費	5,000円
 - (2) 正会員（団体）

入会金	10,000円
年会費	一口5,000円（一口以上）
 - (3) 賛助会員（個人及び団体）

年会費	一口10,000円（一口以上）
-----	-----------------

附 則

この定款は2020年5月15日から施行する。
(2020年5月15日、第3回通常総会にて、第2条（本店移転）決議)

附 則

この定款は所轄庁の認証を受けた日（ 年 月 日）から施行する。
(2020年5月15日、第3回通常総会にて、第22条（総会の開催）2項(2)を変更、第26条（総会の議決）3項を新設、第27条（総会での表決権等）2項を変更、第28条（総会の議事録）(2)を変更及び3項を新設、第31条（理事会の開催）(2)を変更、第35条（理事会における表決権等）2項を変更、第36条（理事会の議事録）(2)を変更)